

## 平成29年9月定例会 総括審査会

### 宮本しづえ議員

委員	宮本 しづえ
所属党派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	平成29年9月
審査会開催日	10月3日(火曜日)



#### 宮本しづえ委員

原発問題、被災者支援等について質問する。

まず最初に、東京電力の柏崎刈羽原発の再稼働についての対応である。

原子力規制委員会は、東京電力の柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働に対し合格の審査書を間もなく取りまとめる。規制委員会はことし7月に、福島第一原発の廃炉に主体的に取り組む覚悟と実績が示せない東京電力には、再稼働の資格はないとの厳しい意見を出していたが、9月に理由を明らかにせず再稼働を認めた。これは無責任で許されない。柏崎刈羽原発の再稼働は東京電力の方針というだけではなく、まさに安倍内閣の方針だということである。

原発事故の原因究明も不十分、賠償や廃炉の見通しもない中で東京電力にお墨つきを与えることは、国民、福島県民が納得しない。本県も福島原発事故の処理過程で起きた問題の報告漏れやおくれを指摘してきた。原発事故に真剣に向き合わず、被災者への謝罪と賠償を行う真摯な姿勢が見られない東京電力の企業体質に対して、厳しい批判の声が上げられてきた。

倫理感が欠如している東京電力には、柏崎刈羽原発を再稼働する資格はないと思うが、どうか。

#### 知事

東京電力に対しては、これまでも県民の安全・安心を第一とする社内風土を確立し、甚大な被害をもたらした事業者として責任を全うするよう求めてきた。

原子力発電所については、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に国及び電力事業者の責任において検討されるべきと考える。

#### 宮本しづえ委員

東京電力は、福島第一原発の1、2号機内の燃料プールからの燃料取り出し開始を3年延長すると発表した。廃炉の困難さが改めて浮き彫りになっている。

9月28日には、汚染水の水位計の設定ミスが報告され、共産党県議団は東京電力に抗議と再発防止の申し入れを行った。

事故処理、廃炉に真剣に向き合うとともに、被災者への謝罪と賠償に真摯に取り組むことが加害者の責任であり、復興の前提である。柏崎刈羽原発の再稼働に前のめりで、福島への責任を曖昧にする東京電力に県民は怒っており、東京電力の倫理感が問われている。

ドイツが原発廃止を決めたのは、倫理委員会であった。知事は、被災県の県政トップとして倫理的な観点からの判断をすべきである。改めて見解を聞く。

知事

原子力政策は、東京電力福島第一原発事故の影響による深刻かつ甚大な被害の現状を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任で検討されるべきである。

本県は東京電力に対し、これまでも県民の安全・安心を第一とする社内風土を確立し、甚大な被害をもたらした事業者として責任を全うするよう求めてきた。今後ともこのスタンスに沿ってしっかりと対応していく。

宮本しづえ委員

知事の答弁が具体的でないことは、極めて遺憾であり残念である。

次に、被害者、被災者の支援についてである。

2019年3月末で応急仮設住宅の供与を終了する方針を決定した葛尾村、川内村、南相馬市、川俣町、飯館村における避難指示が解除された区域の現時点での帰還状況について聞く。

避難地域復興局長

避難指示が解除された区域の帰還状況は、各市町村が9月上旬に取りまとめた時点で、葛尾村が15%、川内村が29%、南相馬市が26%、川俣町が24%、飯館村が9%である。

宮本しづえ委員

余り帰還が進んでいない。2年前に避難指示が解除された檜葉町でも、現在の帰還率は2割台であり、思ったように帰還が進んでいないのが実態である。

帰還を促進する余りに、避難者個々の生活実態を無視してはならない。

応急仮設住宅の供与は、避難者のそれぞれの事情に配慮して終了時期を決定すべきと思うが、どうか。

避難地域復興局長

応急仮設住宅の供与期間については、応急救助という災害救助法の考えのもと、復興公営住宅の整備状況や市町村の意向等を踏まえ、国との協議を経て決定している。

引き続き、避難者一人一人の1日も早い生活再建につながるよう、国や避難元市町村等と連携を図りながら、しっかりと取り組んでいく。

宮本しづえ委員

来年3月で住宅供与が終了する檜葉町の避難者への対応が問われている。

檜葉町の避難者への戸別訪問について、現時点での進捗状況と、来年4月以降の住まいの移行が決まっていない世帯数及び割合を聞く。

避難地域復興局長

8月末現在で訪問対象1,041世帯のうち約8割に当たる815世帯に対して訪問等を実施している。

そのうち、住まいの移行がおおむね決まった世帯が475世帯で58.3%、再建先の希望はあるが、具体的な行動に移っていない世帯が165世帯で20.2%、まだ移行が決まっていない世帯、確認ができていない世帯等が175世帯で21.5%である。

宮本しづえ委員

まだ決まっていない方がいる。応急仮設住宅の供与終了までに新たな住まいの確保が困難な檜葉町からの避難者に対し

ては、供与期間の特定延長を広く適用すべきと思うが、どうか。

#### 避難地域復興局長

供与期間の特定延長は、公共事業の工期等の関係から供与期間内に応急仮設住宅を退去できない方を対象としている。

引き続き、生活再建調整会議において、避難者一人一人の状況の把握に努め、1日も早い生活再建につながるよう、国や檜葉町等と連携を図りながら、しっかりと取り組む。

#### 宮本しづえ委員

原発事故避難者の住宅の家賃賠償が来年3月で終了し、4月以降は自己負担となる。来年3月末で精神的な賠償も終了するため、避難者の生活は4月以降激変する。

東日本大震災の被災者向け災害公営住宅の家賃軽減制度の適用世帯は76%と報告されており、低所得世帯がいかに多いかがうかがえる。国の被災者向け災害公営住宅の家賃軽減措置も、住宅管理開始から6年目以降は段階的に縮小されることから、他県でも見直しを求める声が上がっている。

災害公営住宅における特別家賃低減事業の期間延長を国に求めるべきと思うが、どうか。

#### 土木部長

ことし6月には本県単独で、また7月には宮城県、岩手県とともに特別家賃低減事業の期間延長を国に対して要望した。

なお、本県は収入が著しく低い入居者に対する独自の減免制度を設けており、復興公営住宅の入居者に丁寧な説明を行っていく。

#### 宮本しづえ委員

個別事例について、丁寧な対応を求める。

国の避難指示がない地域から避難を継続する、いわゆる自主避難者を県は避難者数から除外したが、その数は今なお、約1万人に上っていると思われる。

県は自主避難者数をどのように把握し、どのような支援をするのか。

#### 避難地域復興局長

住まいの状況などによる統計的な把握とともに、復興支援員等による戸別訪問や生活再建支援拠点での相談対応などにより、応急仮設住宅退去後も支援を必要とする方を幅広く把握し、それぞれの課題に応じていくほか、必要な情報提供をするなど、今後も避難者の個々の事情に応じた支援に努めていく。

#### 宮本しづえ委員

数はどのようにして把握するのか。

#### 避難地域復興局長

応急仮設住宅の供与終了により、100%正確な数を把握するのは困難だと考えている。

しかし、自主避難者には支援を必要としている方々も相当数いると認識しており、こういった方々に対してダイレクトメールを送付し、相談窓口の周知や総務省の避難者情報支援システムへの登録依頼などを行っている。こういった取り組みや戸別訪問、相談拠点での対応等を通じて把握していきたい。

宮本しづえ委員

つまり正確にはつかめていないとのことである。

よりそいホットラインの電話相談では被災3県の自殺願望が全国の2倍であり、特に若年化している。ある避難者は、福島で震災に遭い避難するかしないかで夫と意見が合わず離婚し、子供も避難先でいじめに遭い仕方なく実家に戻った。しかし親戚の理解が得られず、子供の命を考えての行動は悪いことだったのかと悩み、心療内科に通っている。この方はどうやって生きていけばよいのかと訴えている。自主避難者が深刻な状況に置かれていることがわかる。

県は全ての事例を把握しているわけではない。こうした一人一人に寄り添う支援を行うためにもしっかりと現状を把握することが必要と思うが、どうか。

避難地域復興局長

さきに述べたとおり、さまざまな活動を通じて避難者の状況把握に努めている。関係団体がいろいろな形で、避難者からの相談を受けて対応していることも承知している。

委員指摘の事例は、東京都で相談窓口を開いている避難者支援団体の意見かと思うが、その団体とも常に連絡をとり合いながら情報共有し、個々の課題の解決に向けて対応している。今後とも引き続きそのような形で対応していく。

宮本しづえ委員

自主避難者を支援する首都圏のNPO団体にも、深刻な相談が寄せられている。

早稲田大学と震災支援ネットが、本県から首都圏に避難している避難者を対象に行ったアンケート調査の結果がことし2月に報告された。PTSDに相当する高い心理的ストレスを抱えている人は51.9%に上り、前年調査より17.2ポイント上昇したとのことだった。この調査は避難区域からの避難者の調査だが、自主避難者の避難に対する社会的認知と理解が不十分である。そのため、避難者であることを隠して生活する人も少なくなく、高いストレスを抱えていることが想定され、よりきめ細かな支援が求められている。

自主避難者を避難者数から除外したことで、支援の対象から除外してはならない。原発事故がなければ避難しなかった人は全て原発事故避難者として扱うべきである。そして、帰還を希望していても心理的に帰りにくい避難者もいる。そのような人たちが違和感なく戻るために支え合う仕組みが必要である。

民間団体が主体で支援を行い、行政は財政的負担を担う仕組みが望ましい。

県は、帰還を希望する自主避難者への支援にどのように取り組むのか。

避難地域復興局長

地域コミュニティーや子育てなどの県内の生活環境について避難者自身が確認できるよう、支援団体が行う県民との交流会や、帰還した方が県外避難者に本県の現状を伝える交流会等への助成を行うなど、今後とも相談対応や情報提供とあわせ、避難者の帰還に向けて支援を継続していく。

宮本しづえ委員

帰還する自主避難者のために県はふるさと住宅移転補助金を支出している。この申請件数を聞く。

避難地域復興局長

ふるさと住宅移転補助金の申請件数は、県外からの移転が1,399件、県内からの移転が3,237件、合計で4,636件である。

宮本しづえ委員

この制度の受け付けは終了している。今後帰還する自主避難者もふるさと住宅移転補助金の対象とすべきと思うが、どうか。

#### 避難地域復興局長

ふるさと住宅移転補助金は、応急仮設住宅等の供与終了時期までを補助対象とすることで、円滑に生活再建が進むよう制度を構築したものであり、ことしの3月末までに移転を完了した世帯を対象としている。

#### 宮本しづえ委員

自主避難者は約1万世帯であり、さきの制度の申請件数が約4,600件であれば、約5,000世帯がまだ残っていると思われる。この補助金を継続すべきと思うのでなお検討を求める。

次に、国家公務員宿舎を県が国から借り上げて自主避難者に無償で提供しているが、入居者と県との間の契約書が納得できないから署名しないとの声がある。東久留米宿舎のように老朽化し耐震補強を行わない建物もある中、天災等による建物損壊で第三者に被害が発生した場合には、入居者が賠償を行う規定があるためである。一般借家契約でも、このような規定は余りないと聞く。

国家公務員宿舎の避難者への対応において、天災等を起因として第三者に損害を与えた場合に入居者が補償義務を負うとされている契約内容を見直すべきと思うが、どうか。

#### 避難地域復興局長

国家公務員宿舎は、県が国から使用許可を受けて入居者に貸与しており、県有財産の取り扱いに準じて契約を締結している。

実際に第三者に損害を与えた場合には、当該契約によって専ら入居者に補償義務を負わせるのではなく、所有者である国と協議しながら適切に対応する。

#### 宮本しづえ委員

機械的な対応はしないとのことだが、そうであれば、最初からこの条項を入れる必要がなかったのではないかと。

#### 避難地域復興局長

この条項では天災その他の事由と規定している。天災が起きたときに入居者に責任を負わせることはほぼ考えられないが、どのような状況になるかわからない。ケース・バイ・ケースであるが、その他の事由として、入居者に負担を求める可能性があるためこの条項を入れている。

#### 宮本しづえ委員

入居者に不安を与えたことは事実なので、くれぐれも機械的な対応をしないように求める。

次に、賠償について聞く。

間もなく生業訴訟の判決が出される。ことし3月の前橋地裁の判決は、予見可能だった巨大津波に対する備えが不十分であったための原発事故だとして、国と東京電力の責任を認めた。しかし被害に対する賠償については、国の指針を超えて賠償を認められた原告はわずかにとどまった。一方、9月の千葉地裁判決で国の責任を認めなかったことは遺憾である。同時に、中間指針だけでは補えない被害があるとして、自主避難者を含む42人に計3億7,600万円の追加賠償を命じる判決が出された。原子力損害賠償紛争審査会の指針を超えた賠償を裁判所が認めた意義は大きい。原子力損害賠償紛争審査会の中間指針は、精神的な賠償について国や地方自治体による避難指示により長期に及ぶ避難生活を強いられ、日常生活

の維持継続が困難になったことのみを対象としている。

避難指示や避難の有無にかかわらず、全ての県民に精神的損害に係る賠償がなされるよう国及び東京電力に求めるべきと思うが、どうか。

#### 原子力損害対策担当理事

精神的損害については、原子力損害対策協議会の活動等を通し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償がなされるよう国、東京電力に求めてきた。

引き続き、個別具体的な事情による損害を含め、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでいく。

#### 宮本しづえ委員

そのとおりだが、国の避難指示の有無だけで精神的な賠償を判断することは適切ではないと考えているとのことではあるが、

#### 原子力損害対策担当理事

精神的損害への賠償については、これまでも原子力損害対策協議会の活動を通して、被害の実態に見合った賠償を繰り返し求めてきた。引き続き、被害者の立場に立った賠償が的確にされるよう取り組んでいく。

#### 宮本しづえ委員

避難指示が解除された区域住民への精神的な賠償も来年3月で終了となるが、福島大学がことし2月までに、双葉郡7町村の住民に行ったアンケートの中間報告では、将来の仕事や生活に希望があるかとの問いに「あまり希望がない」、「全く希望がない」を合わせると50.4%と半数を占めている。我々のもとにも、来年3月で精神的賠償が打ち切られることへの大きな不安の声が届いている。

避難指示が解除された後も住民が元の生活を取り戻すまで精神的損害の賠償を継続するよう国、東京電力に求めるべきと思うが、どうか。

#### 原子力損害対策担当理事

精神的損害に対する賠償の継続については、原子力損害賠償の指針において、避難指示が解除された区域の状況や、被害者の個別具体的な事情に応じて柔軟に判断すべきとの考えが示されている。

引き続き国及び東京電力に対し、被害の実情を踏まえた賠償を行うよう求めていく。

#### 宮本しづえ委員

しっかり求めてほしい。

次に、除染について聞く。除染特別地域のフォローアップ除染は、9市町村で実施していると報告された。このうち、県が把握している実施箇所数について聞く。

#### 生活環境部長

県が把握している除染特別地域におけるフォローアップ除染の実施箇所数は、現時点で公表されている檜葉町及び富岡町の除染検証委員会の資料によると、檜葉町では本年1月末現在で約700戸、富岡町では今年3月3日現在で約4,000戸となっている。

宮本しづえ委員

富岡町から福島市に避難していた世帯が避難指示解除で自宅に戻ったが、子供の放射線被曝が不安でまた福島市に戻った事例もある。

避難区域から帰還し、生涯そこに住み続ける住民にとっては低線量被曝の不安ははかり知れない。ICRP（国際放射線防護委員会）で平常時の基準としている年間追加被曝線量1mSvを基準として徹底した除染を行うことが筋であり、住民の不安に応える道である。

線量が高い地域については、避難指示が解除されても年間追加被曝線量1mSv以下を堅持してフォローアップ除染を進めるべきと思うが、どうか。

生活環境部長

避難指示が解除された地域のフォローアップ除染については、福島復興再生基本方針において、除染の長期目標として年間追加被曝線量が1mSv以下となることを目指していくと明記されている。

県としては、本目標を堅持しつつ、必要な除染が確実に実施されるよう引き続き国に求めていく。

宮本しづえ委員

富岡町だけでフォローアップ除染の箇所が4,200カ所もあるのは非常に重大である。除染特別区域の除染の最初の目標が年間20mSvだったので、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ を目標に帰還のための除染が行われてきた。だからこれだけ除染の必要箇所数、フォローアップ除染の必要箇所数が出てきたと思う。

今の答弁では、帰還以降は一応長期目標である年間1mSvに向かってフォローアップ除染を行うとのことなので、住民の希望に沿ってしっかりと対応して、早期に除染が実施されるように求めるが、大丈夫か。

生活環境部長

県は国が目標としている年間1mSv以下となるよう進めていく。この目標を堅持しつつ、必要な除染が確実に実施されるよう、県としてもしっかりと取り組んでいく。

宮本しづえ委員

市町村実施のフォローアップ除染も進んでいない。住宅ごとに必要性について協議を行わないと除染の金が使えないのでは、当然いつまでたっても進まない。個別の協議は直ちにやめるべきである。

県が国に求めている、より簡便な手順のフォローアップ除染について聞く。

生活環境部長

より簡便な手順については、これまで集積された知見や事例から、フォローアップ除染に際し雨どい下や水の流れ道など除染効果が維持されていないと判断されることの多い箇所の除染手法をルール化し、市町村が国との個別協議を経ることなく、迅速に除染が実施できる方法を想定している。

宮本しづえ委員

帰還困難区域を抱える町は、復興拠点整備計画を策定するが、国は除染を前提として、費用対効果を考えて計画をつくれと町に言っており、計画策定の足かせになっているとの苦情が寄せられた。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、市町村の計画を尊重するよう国に求めるべきと思うが、どうか。

#### 避難地域復興局長

特定復興再生拠点区域の整備については、市町村の計画を最大限に尊重するよう政府要望や福島復興再生協議会などあらゆる機会を捉えて国へ要望している。

今後も国、市町村と連携し、それぞれの地域の実情に応じた復興、再生にしっかりと取り組む。

#### 宮本しづえ委員

夜間中学について聞く。

2016年12月教育機会確保法が成立した。義務教育の未就学者や不登校等により十分な義務教育を受けられなかった人に教育を受ける機会を保障するもので、夜間中学も位置づけられた。

現在、県内では福島市で民間団体による自主的な夜間中学が運営されており、前文部科学省事務次官の前川喜平氏が今もボランティアで講師活動を行っている。

夜間中学をつくる会は福島市に夜間中学の設置を要望しているが、福島市は市立の夜間中学は考えていないとして、県に設置を求めてほしいとの立場をとっている。法律では、地方自治体が設置するとしており市町村とは限定していない。

教育委員会は夜間中学に関する調査事業にどのように取り組んできたのか。

#### 教育長

夜間中学については、平成27年度から県内4市の教育委員会や中学校長会などと検討委員会を設置し、昨年度からは対象を4市から8市に拡大して、県民の学習ニーズ調査を実施するとともに、県外の公立夜間中学への視察や、県内で自主夜間中学を運営する団体へのヒアリングを行うなどして、その役割について理解を深めている。

今後は、いわゆる教育機会確保法の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会と情報や課題を共有しながら、引き続き調査事業に取り組む。

#### 宮本しづえ委員

県は県立の中高一貫校や広域通学となる特別支援学校を担っている。県が中学校をつくれぬ理由はない。

県立夜間中学校の設置を検討すべきと思うが、教育委員会の考えを聞く。

#### 教育長

夜間中学の設置は、義務教育の提供であり、基本的には中学校の校舎や多岐にわたる教材、教具等を既に有する市町村において検討されるべきと考える。

なお、県立での設置については、継続して行う調査事業で研究していく。

#### 宮本しづえ委員

調査はことしでもう3年目になる。

夜間中学は広域的にならざるを得ないので、まずは県が行うべきだと思うが、なぜそこに踏み出せないのか。

#### 教育長

ニーズ調査などを十分に行いつつ、研究をしていきたい。

#### 宮本しづえ委員

研究は終わっていると思うので、ぜひ実施に移してもらいたい。

これで質問を終わる。